

自動車保有関係手続きにかかる ワンストップサービス(OSS)について

令和4年8月25日
国土交通省 自動車局

自動車の登録制度の概要

登録の具体的なイメージ

未登録の車
(新車購入時等)



登録の要件

自動車の所有権を有していること

自動車の保管場所の確保

自動車重量税の納付

自動車損害賠償責任保険の契約締結

自動車の保安基準に適合していること



ナンバープレートの取付け、封印



登録の手続き

登録の要件を満たしているか確認するため必要な書類を求めている

申請者



必要書類

- ・申請書(OCRシート)
- ・手数料
- ・完成検査終了証
- ・譲渡証明書
- ・印鑑証明書
- ・自動車保管場所証明書
- ・自賠償保険証明書
- ・自動車重量税 等

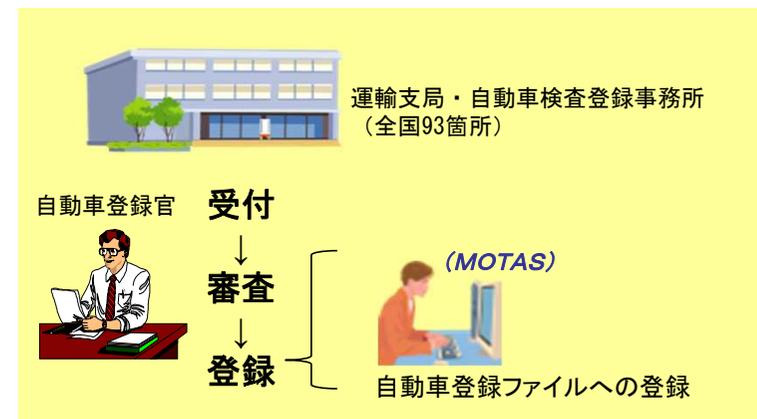
申請書記載事項

- ・車体番号
- ・所有者情報氏名
- ・所有者住所コード
- ・使用者氏名
- ・使用者住所コード
- ・使用の本拠の位置
- ・申請人情報
- ・申請人実印
- ・申請代理人情報
- ・登録事由 等

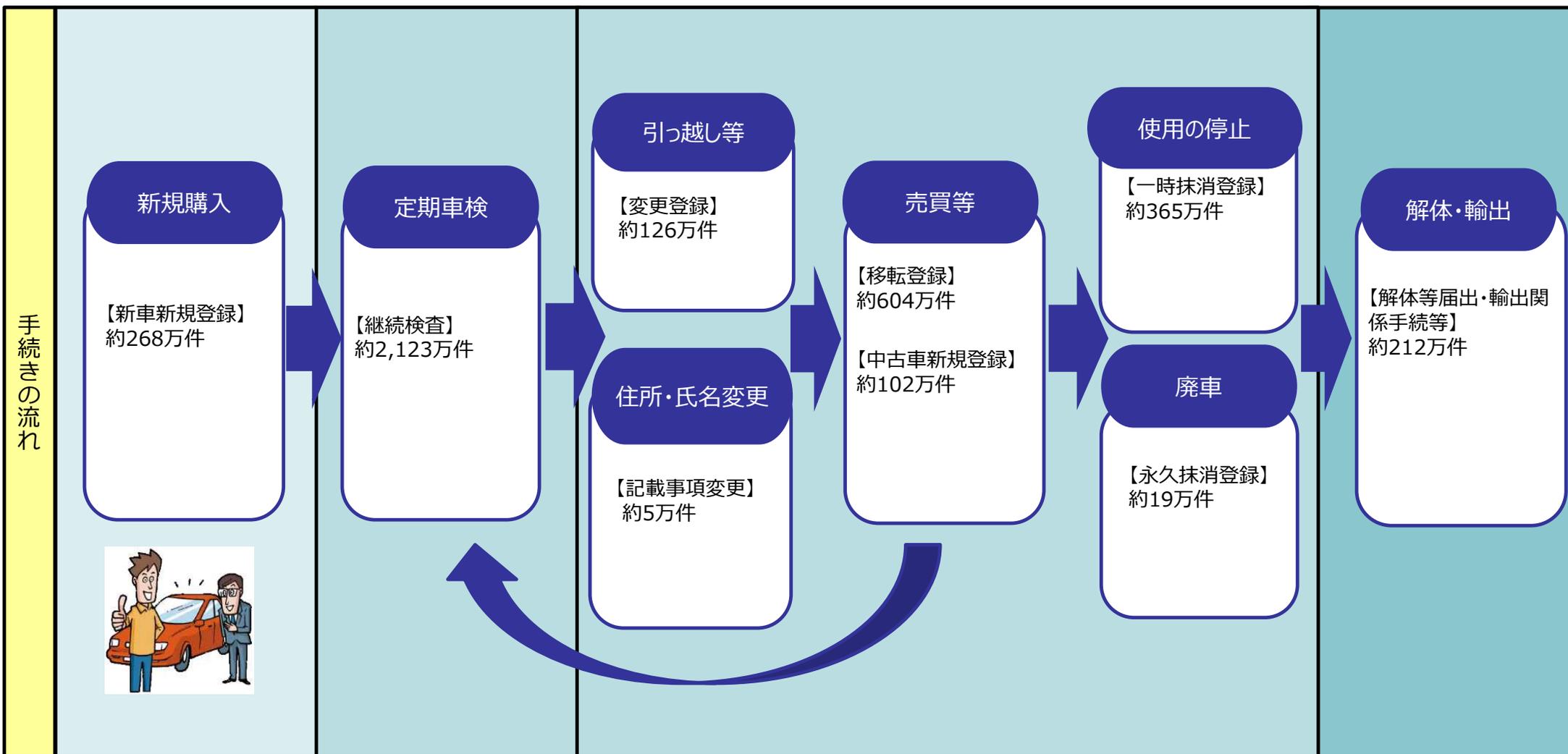
自動車登録申請



自動車登録番号の通知、
自動車検査証等の交付



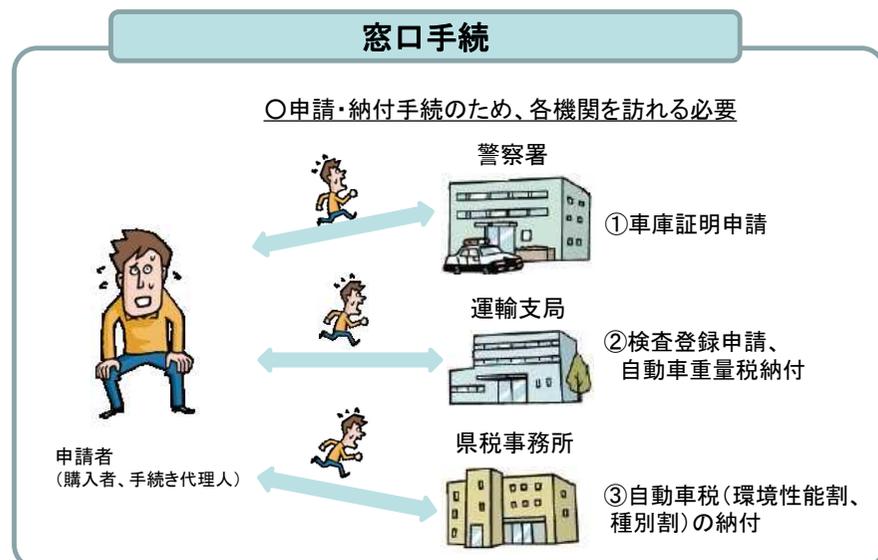
自動車のライフサイクルを通じた主な保有関係手続き



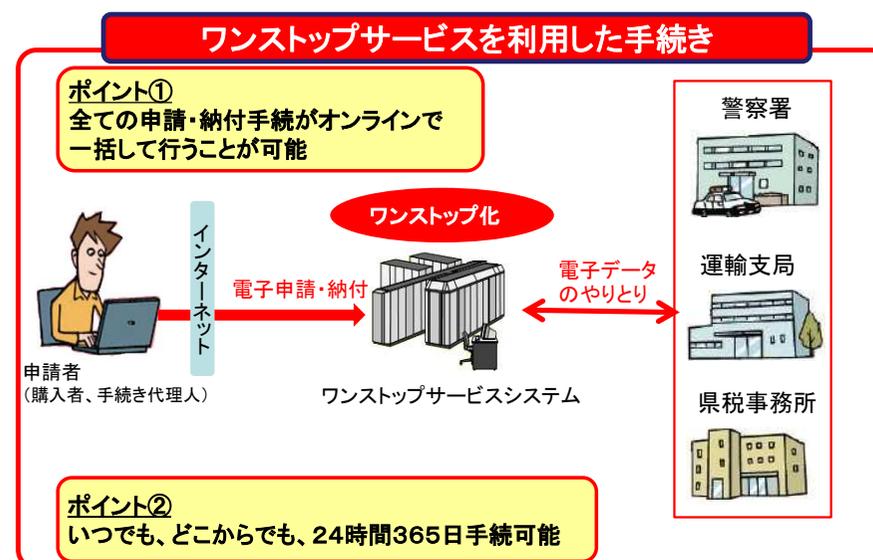
※各件数は令和3年度の実績

自動車保有関係手続に係るワンストップサービス(OSS)概要

○自動車(登録車)の運行に必要な各種行政手続(検査登録、保管場所証明(警察)、自動車諸税の納税(県税))を、OSSによりオンライン一括で行うことが可能。



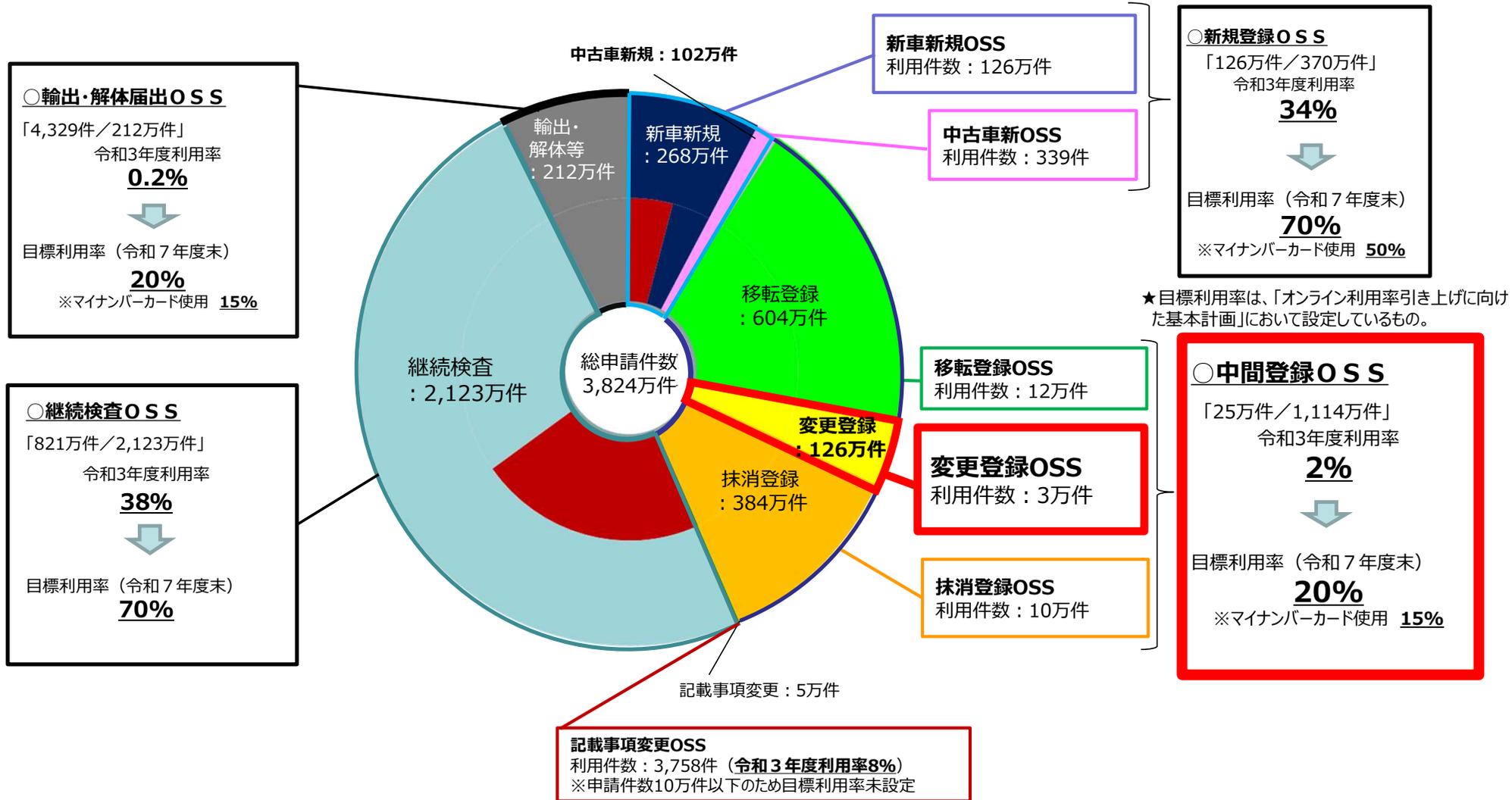
※手続の終了後に、警察・運輸支局において、保管場所ステッカーおよび車検証等の受取が必要



対象手続

- | | |
|---------------|---|
| 平成17年12月26日開始 | : 新車新規登録 |
| 平成29年4月3日開始 | : 中古新規登録、移転登録、変更登録、一時抹消登録、永久抹消登録、移転一時抹消登録、移転永久抹消登録、変更一時抹消登録、記載事項変更、継続検査 |
| 平成31年4月1日開始 | : 解体等届出・輸出関係手続等 |
| 令和元年5月7日開始 | : 軽自動車 継続検査 |

手続き別オンライン利用率の状況と目標利用率



オンライン利用率引き上げの基本計画

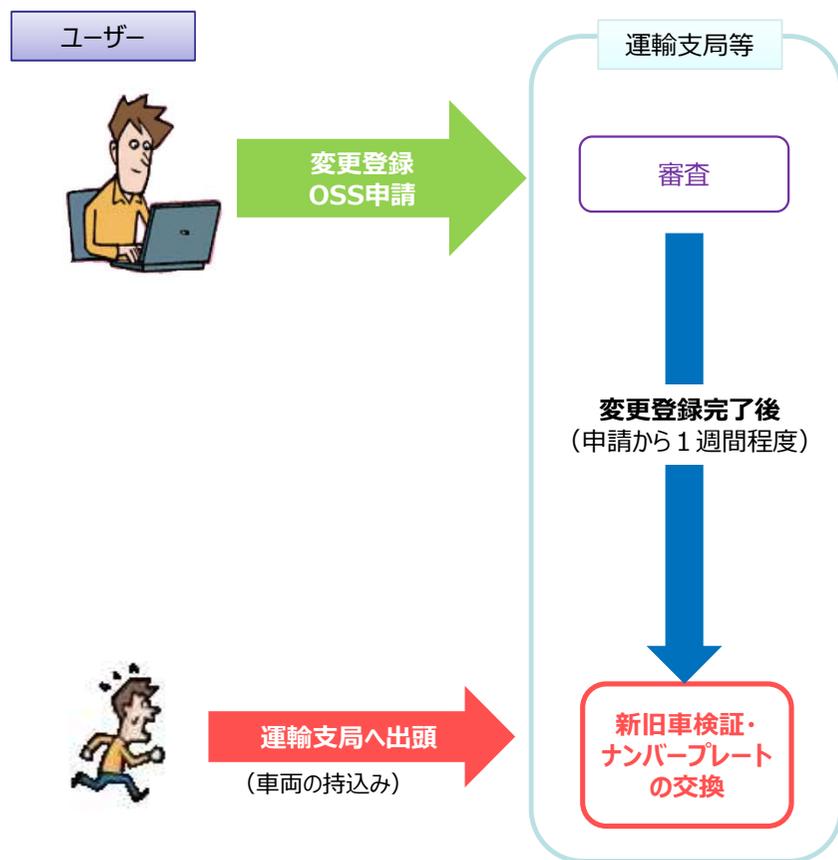
課題とその解決に向けたアクションプラン

年度	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
<p><課題1> OSS申請関連手続きの利便性の向上</p>	<p>引越ホ-ルサイトとの連携</p> <p>・引越のストップサービスとの連携の推進 ・「基本4情報」と連携し申請者の情報入力を簡素化</p> <p>検討体制の充実（部会の設置）</p> <p>引越時のナンバープレートの交換を次回車検時まで猶予可能とする仕組みの導入</p> <p>OSSの使いやすさの向上（スマートフォンを活用したカードリーダーの不要化、エラー内容の解説充実、ログ取得追加、ブラウザの多様化、マイナンバーカードやIC車検証を活用した入力項目の省力化等）</p> <p>保管場所標章の郵送化により警察署への来訪を不要化</p> <p>継続検査や変更登録・移転登録のOSS申請について、車検証の電子化により運輸支局等への来訪を不要化</p> <p>自動車検査登録等の手数料の納付や自動車諸税における決済手法の多様化 (検討：～2021.3 実施：2023.1～順次)</p> <p>申請代理人が行うOSS申請の利便性の向上（検討：～2021.3 実施：～2026.3）</p>				<p>※令和2年12月 4日策定 令和3年 12月10日改定</p>	
<p><課題2> 一部の手続き書類について電子化が進んでおらず、窓口での提出が別途必要又はOSSの手続き対象外</p>	<p>商業・法人登記簿謄（抄）本などOSS対象手続の添付書類の電子化（検討：～2021.3 実施：～2026.3）</p> <p>OSS対象となっていない手続きに必要な書類について可能なものは電子化した上で、OSS対象手続を拡大（検討：～2022.3 実施：～2026.3）</p>					
<p><課題3> マイナンバーカードを用いた申請や自動車OSSについての理解が浸透していない</p>	<p>OSS申請率低迷地域の明確化・OSS申請利用の働きかけ（マイナンバーカードの優良事例の展開など）</p> <p>OSS未対応3府県にOSS対象地域を拡大</p>					

引越時のナンバープレート交換の猶予

○ 政府全体で推進している引越時の負担軽減の一環として、**引越時の個人による変更登録OSS申請**の場合に、**変更登録に伴うナンバープレートの交換を次回車検時まで猶予**する特例を創設（令和4年1月から実施）。

< 通常 >



< 特例 >

